

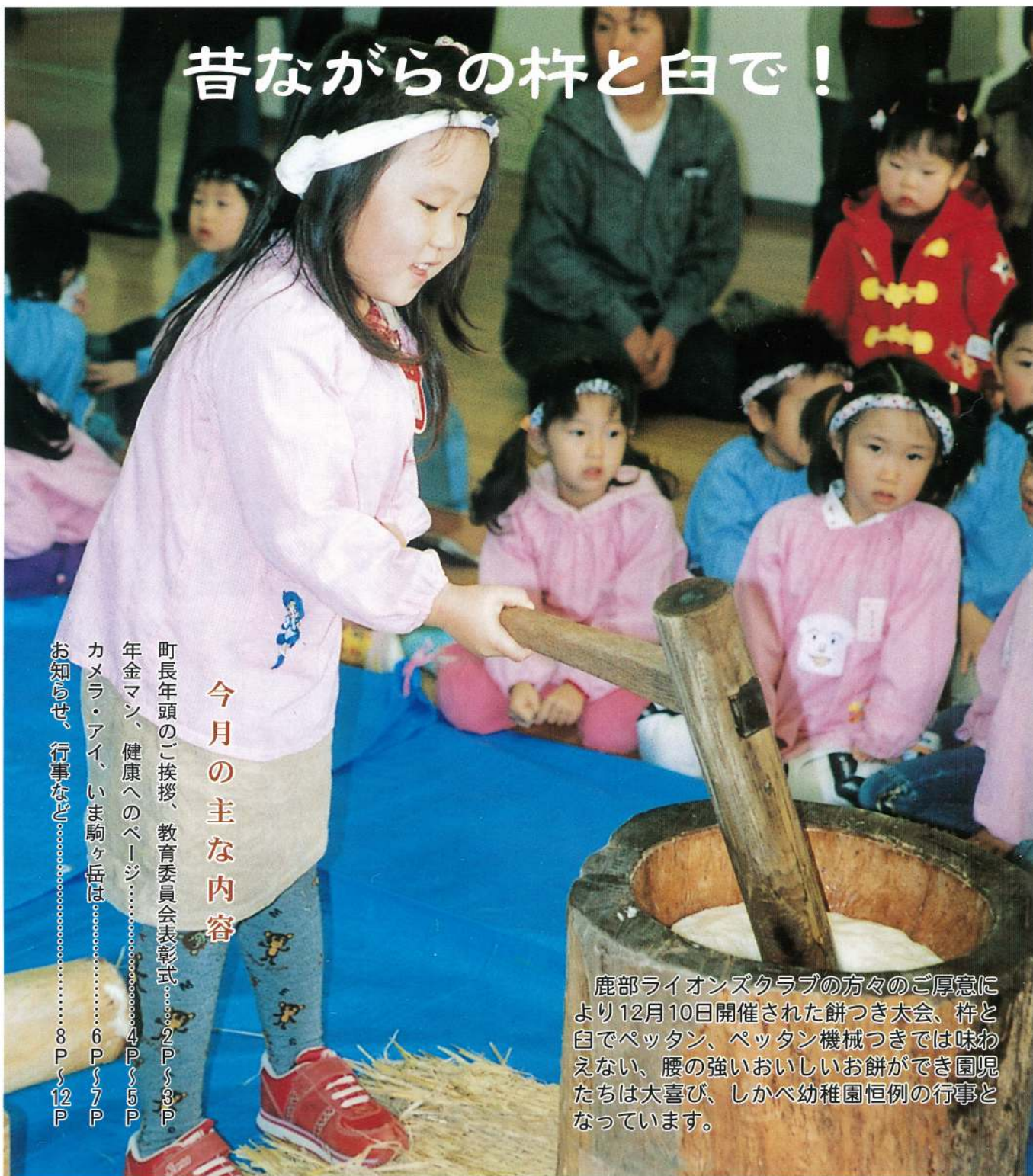


2004

No. 397 号

1 月号

# 昔ながらの杵と臼で！



## 今月の主な内容

町長年頭のご挨拶、教育委員会表彰式.....2P～3P  
 年金マン、健康へのページ.....4P～5P  
 カメラ・アイ、いま駒ヶ岳は.....6P～7P  
 お知らせ、行事など.....8P～12P

鹿部ライオンズクラブの方々のご厚意により12月10日開催された餅つき大会、杵と臼でペッタン、ペッタン機械つきでは味わえない、腰の強いおいしいお餅ができ園児たちは大喜び、しかべ幼稚園恒例の行事となっています。

平成 16 年

# 新春を迎えて

鹿部町長

松本豊勝



町民の皆様、新年明けましておめでとうございます。新春を迎え謹んでご挨拶を申し上げます。

皆様には、日頃より町行政に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、心より厚く感謝とお礼を申し上げます。昨年も、景気の低迷が続き大変厳しい一年でありました。

また、当町の基幹産業で

あります漁業については、価格の低迷や漁獲のばらつきがありました。今後の好調な水揚げに期待して、町民の皆様が安心して暮らせる「ふるさと鹿部」になることを願うところであります。

さて、我が国の地方自治制度は、平成12年の地方分権一括法の施行により、そのあり方を一新し、次なるステージを迎えるため、市町村は、基礎的自治体として地域におい

て包括的な役割を果たしていくことがこれまで以上に期待されております。また、地域においても、地方公共団体は、新しい協働の仕組みを構築することが求められており、そのひとつの手段として、鹿部町は七飯町との合併協議を進めているところであります。

合併協議の内容につきましては、「合併だより」で町民の皆様へお知らせしておりますが、主な合併後の各種制度の取扱いについて法定協議会で協議された内容について申し上げます。

まず、各種福祉制度では、七飯町には、鹿部町が行っていない福祉制度があり、合併後は新市において継続実施できよう調整が図られております。また、上水道料金やパークゴルフ場料金については、地域特性として料金体制を維持できる調整を行っております。

一方、国民健康保険事業や介護保険事業については、中長期的財政計画をたて、サービスの充実と町民負担の均衡ある調整を図っております。調整の中には、町民負担が

増加する項目もありますが、これらは、合併したから負担増となるものではなく、中長期的財政推計により計画されておりますので、ご理解を願いたいと存じます。

今後は、「新市の名称」・「合併後の新市の姿（建設計画）」などについて協議を行います。この内容についても随時皆様へお知らせして参ります。

平成16年度の各種施策については、新年度の執行方針でお知らせしますが、主なものとして、駒ヶ岳山頂に監視カメラの設置が北海道開発予算に盛り込まれることとなりました。現在までの小噴火などについては、職員や関係機関が噴煙や降灰状況を調査するのに危険箇所へ出向いておりましたが、より正確な状況が今回設置される高感度カメラと赤外線カメラで調査することができることになりました。

特定公園内に設置となることは画期的な事業であり、観測データの収集等に多大の効果も期待できます。

次に、国道バイパスの早期完成を願うところであります。この事業に伴い、大岩生活改善センターが取り壊しに

なります。その代替施設として、渡島リハビリ体育館裏付近に、大岩改善センターとシシベ生活館の統合利用となる施設（大岩地域会館「仮称」）を16年度に建設する計画としております。

いずれに致しましても、今年も厳しい社会情勢が続くと思われまます。町財政におきましては、国の三位一体改革が不透明な状況下において、より健全な財政運営に取り組んで参る所存です。

今後とも、町民皆様の深いご理解を賜りながら新しい時代に即した施策を、全力を傾注して推進して参る所存でありますので、本年も変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

今年も、町民皆様にとつて良いお年でありますよう、心からお祈り申し上げます。挨拶と致します。

平成十六年 元旦



平成十五年度

教育委員会表彰式

平成十五年度鹿部町教育委員会表彰式が、十二月九日、中央公民館において開催されました。この表彰は、当町における学校教育・社会教育の発展に寄与された功績顕著な方（個人・団体）に贈られるもので、本年度は次の方々が受賞されました。

▼社会体育表彰

社会体育功績賞

工藤 秀俊さん



昭和六十年の鹿部町野球協会創設以来理事として野球振興に貢献し、平成七年からは体育施設運営委員となり、社会体育全般の振興に活躍し平成九年度からは野球協会の会長を務め事業運営及び指導実践に尽力され、平成十五年度からは、しかべ・Sリーグを立ち上げ、低迷する野球熱意に息を吹き込み活気を取り戻

し他の模範であり、指導者として誠に顕著である。

▼社会教育表彰

勤労青少年優良賞

赤坂 朱美さん



渡島リハビリテーションセンター寮母職として勤務し、身体障害者療護施設において入所者の指導訓練や生活援助にあたり勤務態度も良好で多くの方から信望も厚く福祉施設にふさわしい職員であり他の模範となっている。

▼学校教育表彰

学校教育功績賞

家保 登至さん



平成十五年度北海道中学校体育大会渡島中学校柔道大会及び渡島支庁大会において、男子個人戦81kg級で優勝し、第三十一回北海道中学校柔道大会に出場し健闘した。

▼学校教育表彰

学校教育功績賞

伊藤 由香さん



平成十五年度第十七回全道中学校税のポスターにおいて、北海道知事賞受賞、第三十回道南地方中学生社明標語入り

ポスターにおいて、渡島教育局長賞を受賞、第二回中学生まんがグランプリイラスト部門グランプリを受賞し、学校教育活動の伸展に大きな貢献をしている。

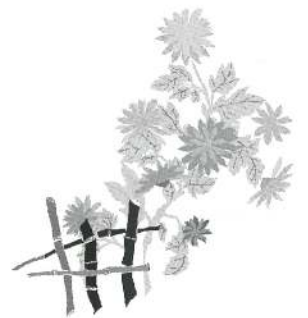
▼学校教育表彰

学校教育功績賞

鹿部中学校柔道部



平成十五年度北海道中学校体育大会渡島支庁柔道大会男子の部及び女子の部において団体優勝し、第三十一回北海道中学校柔道大会に出場し、健闘した。



安心請負人  
年金マン21

## 年金受給者に対する不審な電話等にご用心

### 不審な電話・文書を受けた場合は 社会保険事務所に連絡を



年金受給者や被保険者及びその家族に対して、社会保険職員等を装って「年金の払い過ぎがあったので、指定の銀行口座に振り込むように。振り込まない場合、次回の年金支払いを停止する。」「国民年金が未納であるので、至急払うように。」といった電話や、「医療費の払い戻しや社会保険の手続きのため手数料が必要。」と訪問するなどの事例があり、被害も発生している状況にあります。社会保険庁、地方社会保険事務局や社会保険事務所では、指定口座に現金の振込み、現金の郵送を依頼したり、社会保険の手続きのための手数料と称して現金を徴収することはありませんので、くれぐれもご注意ください。なお、不審な電話等を受けた場合には、直ちにお近くの社会保険事務所にご連絡いただきますようお願いいたします。

函館社会保険事務所 Tel 0138-56-1161

#### 【不審な電話等の主な事例】

##### ■年金の過払いの払い戻しを求める手口

- 社会保険職員等を装って「年金の払い過ぎがあったので、指定の銀行口座に振り込むように。振り込まない場合、次回の年金支払いを停止する。」という電話があった。

その他 社会保険庁の職員、社会保険事務所の職員、国民年金基金、国民年金センターなどを名乗る場合がある。

- 日本国民年金協会の名を騙って、年金受給者等に対し、「現在、受給している年金額に誤りが発覚し、文書到着後3日以内に現金を郵送しないと年金の支給を停止するとともに地方裁判所に損害賠償請求の訴訟を提訴し、資産を差し押さえる。」という文書が送付された。

##### ■年金未納保険料の支払いを求める手口

- 日本債務管理センターと名乗り「はがきで先に照会したが、国民年金の未納があるので至急払うように。」という電話があった。

その他 社会保険事務所の職員、日本債権センター、日本債権調査組合などを名乗る場合がある。

##### ■手数料の支払いを求める手口

- 社会保険と名乗る者が自宅を訪問し「医療費の払い戻しや社会保険の手続きのための手数料が必要。」と要求した。

年金に関すること、その他どのようなことでも結構です。

ご意見、ご感想をお聞かせ下さい。(年金マン21)

◆メールアドレス：choumin@town.shikabe.hokkaido.jp

健康へのページ

# ほけんし こんにちは保健師です



今月の担当は、佐藤 直美です

## 『冬の健康管理』

一段と寒さの厳しい時期となりました。冬は運動不足となりがちで体力や病気に対する抵抗力も低下しやすく、健康管理には一層の注意が必要です。今回は冬を元気に過ごすための健康管理のポイントについて紹介したいと思います。



### 1 温度差に注意

寒さは血管を収縮させ血圧を上げます。また、寒さだけでなく温度差も血管に大きな負担をかけます。温度差が大きいと血管の拡張と収縮が急激に行われるため、血圧も急激に変化し、これが心臓や脳血管障害を引き起こしてしまうのです。ですから、血圧を良い状態に保つために温度差をできるだけ小さくする工夫が必要です。

#### ☆ ポイント

- 外出する際にはコートやジャンパーを着るのはもちろん、頭部を保護するため帽子をかぶるようにしましょう。
- 室内でも温度差が生じやすい脱衣所やトイレなどにも暖房を入れるなど配慮しましょう。
- 脳血栓を予防するために、適度に水分を補給し血液をサラサラにしましょう。



### 2 転倒に注意

冬場、雪や氷に足をとられ転倒することで手や足を骨折してしまう事がありますので、転ばないように十分に注意しましょう。また、足の冷えも血液の循環が悪くなり、足の動きが鈍くなるので足の保温にも気を配りましょう。

#### ☆ ポイント

- 靴の底は柔らかいゴム製のものを選びましょう
- 日頃からバランス能力や足腰の筋力アップに心がけ、積極的に体を動かしましょう。

### 3 食中毒に注意

冬の食中毒、小型球形ウイルス（SRSV）に注意しましょう。小型球形ウイルスの主な感染源は、カキなどの2枚貝や患者の便などを介して感染します。感染後1～2日で激しい吐き気や嘔吐、腹痛、下痢、発熱といった症状が現れます。これらの症状は1～3日で収まりますが、免疫力の弱い幼児や高齢者は特に注意が必要です。

#### ☆ ポイント

- カキなどを生食の際は必ず「生食用」に限りましょう。
- 加熱する際は食品の中央まで火が通るようにしましょう
- 手はこまめに洗い、調理器具も十分に洗浄しましょう。

# もちつきだ

12/10



## 第22回 しかべ幼稚園もちつき大会



鹿部ライオンズクラブの方々の  
ご厚意により開催！



# いま駒ヶ岳は 北海道駒ヶ岳火山活動解説資料 から

(平成15年11月現在)

## 15年11月活動解説資料

### ●概況

火山活動は静穏な状態が続きました。昭和4年火口等では熱活動に大きな変化は見られず弱い噴気活動が続いています。地殻変動観測では、山体膨張の傾向が引き続き認められます。

### ●地震活動の状況

地震活動は、引き続き少ない状態で推移しました。震源は山頂火口原の浅部（海拔1～2km）で、これは通常の活動範囲内の活動です。火山性微動は2001年1月以降観測されておられません。

### ●噴煙活動の状況

遠望カメラによる観測では、昭和4年火口及び96年南火口列の噴煙が時折観測されました。噴煙の勢いは非常に弱く、高さは概ね50m以下です。

### ●地殻変動の状況

GPS観測では、引き続きわずかな山体膨張傾向が認められます。

### ●調査観測の結果

10月28日～31日及び11月5～6日に調査観測を実施しました。昭和4年火口及びその他の火口の熱活動には全般的に大きな変化は見られません。

#### 【昭和4年火口】

火口内の96年主火口及び南側火口壁で弱い噴気活動が続いています。北側火口縁から赤外線放射温度計で測定した火口温度は約45℃（前回9月：約40℃、測定距離130m）、赤外熱映像装置による観測でも熱異常域の拡大や新たな高温部は認められず前回と比べて大きな変化は認められません。

#### 【96年南火口列】

火口列の所どころで弱い噴気活動が続いています。火口列の南側のF13噴気孔では弱い硫化水素臭が引き続き認められ、噴気音は、9月以降やや明瞭な状態が続いています。赤外線放射温度計で測定した噴気孔の温度は約90℃（前回9月：約90℃、測定距離3m）で変化はありません。

#### 【その他】

その他の火口及び周辺の地熱域にも特段の変化は見られません。

#### 【全磁力測定】

山体内部で熱活動が活発化したことを示すデータは認められませんでした。

### ●月別地震・微動回数（A点）

2002～2003	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
地震回数	1	0	2	1	0	2	0	1	1	1	2	4
微動回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 駒ヶ岳火山活動資料は、下記のホームページで公表されております。

札幌管区気象台ホームページ <http://www.Sapporo-jma.go.jp>

気象庁ホームページ <http://jma.go.jp>



北海道駒ヶ岳山頂火口周辺図

96年南火口列F13噴気孔の様子  
(南側から撮影：10月31日)

# 介護保険料を忘れずに納めましょう！

高齢社会の現在、介護は誰にでも起こりうる問題になっています。

家族が抱えてきた介護の不安や負担を解消するために介護保険制度が実施されています。65歳以上の方の介護保険料は3年ごとに見直すこととなっております。鹿部町では平成15年度より下記のとおり保険料を改正しております。みなさんの保険料は介護サービス費用の保険給付分に充当される大切な財源です。介護が必要となったときに誰もが安心してサービスを受けられるよう社会全体で介護保険制度を支えていきましょう。みなさんのご理解とご協力をお願い致します。



## ●納めていただく介護保険料

所得段階	対象者	改正前(年額)	改正後(年額)
第1段階	生活保護受給者の方 世帯全員が町民税非課税で、かつ本人が老齢福祉年金受給者の方	19,800円	21,000円
第2段階	世帯全員が町民税非課税の方	29,700円	31,500円
第3段階	本人が町民税非課税の方	39,600円	42,000円
第4段階	本人が町民税課税で所得金額が200万円未満の方	49,500円	52,500円
第5段階	本人が町民税課税で所得金額が200万円以上の方	59,400円	63,000円

※ただし、年度途中で65歳に到達した方につきましては、到達月分からの保険料を納めていただくこととなります。

## ●年金から差引かれる時期は？

65歳に到達した翌年の10月支給分の年金から天引きされますが、9月以前の分は直接役場に納めていただくこととなりますのでお間違えのないようお願いいたします。

## ●介護保険料納入通知書とは？

40歳から65歳未満の方は、介護保険料を医療保険料と一緒に納付していただいておりますが、65歳以上の方は年金から天引きされる方とそのまま納入通知書で納める方とに分かれます。納入通知書は、年金受給者で年金から天引きされるまでの一定期間及び無年金者、年金額が月額15,000円以下の方に役場出納窓口で納めていただくよう通知しております。

納入通知書を受取った方は、納期内に納付されますようお願い申し上げます。

介護保険料等でご不明な点はお気軽に役場福祉保健課介護保険係までご連絡下さい。

TEL 7-2111 (内線 50)



# ごみの散乱のないクリーンな北海道を

## ポイ捨て禁止

は北海道のルールです。



北海道の美観の保持と資源の循環的な利用のために、  
「北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例」が制定されました。

### ■施行／平成15年12月1日

この条例では、道路、公園、河川、海岸、その他の公共の場所や私有地に、空き缶等をポイ捨てすることを禁止しています。

また、歩きたばこや、吸い殻入れが付近に設置されていない場合で吸い殻入れを携帯していないときの喫煙は自粛を求めています。

きれいで住みよいまちづくりを進め、北海道のクリーンなイメージや観光資源を守るため、ごみの散乱のない快適な生活環境の確保にご協力をお願いいたします。

#### ポイ捨て禁止の対象

- 空き缶 ●空き瓶 ●ペットボトル ●その他の容器 ●包装袋
- 紙くず ●たばこの吸い殻 ●チューイングガムのかみかす

この条例についてのお問い合わせは

渡島支庁地域政策部環境生活課 (Tel 0138-47-9000 内線2973)

## 「北の縄文文化フォーラム開催のお知らせ」

「北海道の未来と縄文文化」をテーマに、次のとおりフォーラムを開催します。参加費用は無料となっておりますので、ご希望の方は渡島支庁までお申込願います。なお、当日は会場までの無料送迎バスをご用意します。

基調講演／「日本に基層文化～縄文から現代～」

梅原 猛 (国際日本文化研究センター顧問)

鼎 談／「縄文文化に語りかけるもの～北海道の価値の再発見～」

梅原 猛 ( 同 上 )

佐々木 高明 (国立民族学博物館名誉教授)

日 時／平成16年1月31日 (土) 13:00～16:00

場 所／函館国際ホテル (函館市大手町5番10号)

● お問い合わせ先 ●

北海道渡島支庁地域政策部地域政策課

電話：(代表) 0138-47-9000 (内線) 2195

# 平成15年分所得の申告日決まる

— 今年も各地域で……忘れずに申告を —

平成15年分所得（15年1月1日～12月31日）の申告を次のとおり  
受付いたしますので、最寄りの申告会場へおいでください。

月 日	時 間	場 所	月 日	時 間	場 所
2月16日(月)	9時～16時	シシペ生活館	2月19日(木)	9時～16時	出来潤会館
2月17日(火)	9時～16時	鹿部会館	2月20日(金)	9時～16時	役場大会議室
2月18日(水)	9時～6時	本別中央会館	2月23日(月)	9時～16時	役場大会議室

※2月25日～3月15日 9時～16時 役場小会議室（土・日を除く）

## ☆持参するもの……

- 印鑑
- 出稼ぎや会社勤めをした方は、給与支払報告書、給与支払い明細書
- 年金受給者は社会保険庁発行の年金支払通知書
- 営業をしている方は、仕入れ、売上等の経費のわかる書類
- 漁業の白色申告者は、先に送付されている収支計算書
- 15年中（1月31日～12月31日）に支払った生命保険、損害保険の控除証明書
- 医療費控除を受ける方は、15年中に病院等に支払った領収書
- 今年初めて住宅取得等特別控除を受ける方は、金融機関発行の借入金残高証明書、登記簿謄本、工事請負契約書及び住民票

- 昨年以前から住宅借入金等特別控除を受けている方は、金融機関発行の借入金残高証明書及び税務署から送付されている平成15年分住宅取得特別控除証明書（緑色で印刷された書類）

※青色申告者及び会社等で年末調整（所得申告）をされた方は、確定申告の必要はありません。

※所得の申告と併せて町民税、国民健康保険税の申告も一緒に行いますので、所得に無い方でも必ず申告してください。（未申告者は、国民健康保険税において軽減等の適用がされない場合や限度額で課税される場合もあります。又、故意に申告されない場合は、法に基づき罰せられることもあります。）

※不明な点は、役場税務課（TEL7-2111）へお尋ね下さい

## 出稼ぎ・会社勤め等で所得税を納めた方、確定申告で還付手続きを

平成15年中に所得税を納め、次に該当する方は、3月15日までに役場又は税務署で還付手続きをしてください。納め過ぎた税金が戻ります。

### ◆出稼ぎ等で所得税を納めた方

平成15年中に出稼ぎ、会社勤め、又はアルバイト等で雇用先から賃金を受ける際に所得税を差し引かれている方は、源泉徴収票を持参されますと所得税の全部又は一部が戻る場合があります。

### ◆医療費を多く支払った方

あなたや家族が病気、ケガで支払った医療費（通院費用を含む）が昨年1年間で10万円（又は総所得金額の5%のどちらか少ない額）を超える場合は、200万円を限度として医療費控除の適用を受けることができます。ただし保険金や高額医療費等で補償された部分の金額は除かれます。

### ◆家を新・増築、購入又は中古住宅を購入した方

一定の要件を満たす住居用家屋の新築等で、金融機関等から住宅資金を借入れた場合、住宅借入金等特別控除が受けられます。

## 函館税務署の確定申告相談を実施します

函館税務署では、申告者の便宜を図るため、各市町村に出向いて確定申告の相談を受けております。今年も次の日程で行います。

平成15年中に土地や家屋等の譲渡があった方、白色申告の方で収入額が予想以上あった方などは、函館税務署の申告相談をご利用ください。

■相談日時 2月24日(火) 午前9時30分～午後4時まで

■場 所 役 場 大 会 議 室

# 申告もれにご注意！

## あなたは生命保険を受け取っていませんか？

### ☆生命保険金などに給付もれにご注意を！

生命保険金を受取った場合に税金がかからないものと誤解し、申告を忘れる方が多数見受けられます。

生命保険金を受取った場合には下記の表をよく確認していただき、確定申告の際には申告もれがないよう  
にくれぐれもご注意ください。

### ○保険金の課税関係

区 分	被 保 険 者	負 担 者	受 取 人	保 険 事 故 等	課 税 関 係
①	夫	夫	夫	満 期	夫の一時所得
②	夫	夫	妻	満 期	妻に贈与税
③	夫	夫	妻	夫の死亡	妻に相続税
④	妻	夫	夫	満 期	夫の一時所得
⑤	妻	夫	夫	妻の死亡	夫の一時所得
⑥	夫	夫	夫	夫の死亡	相続税の対象

## パート収入はありませんか？

### ☆パート収入がある場合は、給与所得となります。

課税される所得は、パートの年収から、給与所得控除額（65万円）と基礎控除（38万円）などの所得控除を差し引いた残額です。

例えば、パート収入が120万円で所得控除が基礎控除だけの場合は課税される所得は、  
17万円となり、所得税は1万7千円となります。

$$120\text{万円} - (65\text{万円} + 38\text{万円}) = 17\text{万円}$$

### ☆配偶者のパート収入が103万円までであれば配偶者控除（38万円）受けられます。

☆配偶者特別控除（今年度申告分で控除廃止予定）は、配偶者の所得によって調整されますが、最高額は38万円です。

この控除額は、パート収入が103万円を超えても141万円未満であれば受けることができます。

☆扶養家族の方は103万円を超えるパート収入がある場合は、扶養控除は受けられません。

◎詳しくは、税務署又は税務相談にお尋ね下さい。

函館税務署（税務相談室）

TEL 0138-56-7755

# 1月の行事予定カレンダー

1日(木) ★ 元旦	17日(土) (体) 幼児親子スキー教室(3歳以上幼児・親) 七飯スキー場 10:00~14:30
2日(金)	18日(日) (体) スキー・スノーボード教室(一般) 七飯スキー場 9:30~
3日(土)	19日(月) (体) 元気もりもり教室(エアロピクス)【一般】 総合体育館 18:30~
4日(日)	20日(火) (体) 歩くスキーを楽しむ会(一般) 町内 10:00~ (福) 三種混合ワクチン予防接種 受付時間 13:30~14:00 総合体育館保健室
5日(月)	21日(水) (福) 健康相談 本別中央会館 受付時間 10:00~11:30 (福) // 老人憩いの家 // 13:30~15:30
6日(火) ● 町職員仕事始め	22日(木) (体) 歩くスキーを楽しむ会(一般) 町内 10:00~
7日(水) (体) チャレンジスキー・スノーボード(小学4年生~6年生) 7日~9日まで 七飯スキー場 9:30~ (福) 健康相談 本別中央会館 受付時間 10:00~11:30 (福) // 老人憩いの家 // 13:30~15:30	23日(金) (福) 3歳児健診 受付時間 13:00~13:30 総合体育館保健室
8日(木) (中) 平成15年度第21回書初め席書大会(小・中学生) 中央公民館 10:00~	24日(土) (体) 幼児親子スキー教室(3歳以上幼児・親) 七飯スキー場 10:00~14:30
9日(金)	25日(日)
10日(土) (体) 歩くスキー教室(一般) 町内 10:00~	26日(月) (中) しかべ幼稚園家庭教育学級(お菓子づくり教室) 【園児・父母】 中央公民館 10:00~
11日(日) (体) スキー・スノーボード教室(一般) 七飯スキー場 9:30~	27日(火) (体) 歩くスキーを楽しむ会(一般) 町内 10:00~
12日(月) ★ 成人の日	28日(水) (福) 健康相談 本別中央会館 受付時間 10:00~11:30 (福) // 老人憩いの家 // 13:30~15:30
13日(火) (体) チャレンジスキー・スノーボード(小学1~3年生) 13日~16日まで 七飯スキー場 9:30~	29日(木) (体) 歩くスキーを楽しむ会(一般) 町内 10:00~
14日(水) (福) 赤ちゃん健診 受付時間 13:30~14:00 総合体育館保健室	30日(金)
15日(木)	31日(土) (体) 幼児親子スキー教室(3歳以上幼児・親) 七飯スキー場 10:00~14:30
16日(金)	

◆お問い合わせ先略称◆ (中)中央公民館 (TEL 7-3124) (福)役場福祉保健課 (TEL 7-2111)  
(体)総合体育館 (TEL 7-3988)

## — 今月の納期 —

### 【国民健康保険税 第8期分】

納期限は2月2日(月曜日)です  
「納期内完納にご協力をお願いします。」  
役場 税務課 電話(代)7-2111

小田中山氏  
保之昌  
五二歳  
宮鹿住  
浜部所



おくやみ  
もうしあげます

三三川氏  
谷島海  
悠子人  
百拓誠  
十樹也  
本別宮鹿住  
別浜部所



おたんじょう  
おめでとう

## 世帯と人口

平成15年11月30日現在  
( )は前月比です  
世帯数 1,720世帯 (-2)  
男 2,390人 (-3)  
女 2,478人 (-3)  
計 4,868人 (-6)

鹿部町ホームページアドレス

<http://www.town.shikabe.hokkaido.jp/>

Eメールアドレス(企画振興課)

[kikaku@town.shikabe.hokkaido.jp](mailto:kikaku@town.shikabe.hokkaido.jp)